

## 令和6年度 埼玉県認知症対応型サービス事業開設者 募集要項

### 1 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「認知症対応型サービス事業所」という。）の代表者に対して認知症介護に関する基本的な知識および認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させ、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

埼玉県（さいたま市と共催）

### 3 研修日程（講義・演習）

- (1) 令和6年度も1回のみで開催です。
- (2) 令和6年度もすべて Web 研修です（Zoom を使用します）。
- (3) 日程や各日の研修内容は別紙（令和6年度\_埼玉県認知症対応型サービス事業開設者研修\_日程一覧）および別紙（令和6年度\_埼玉県認知症対応型サービス事業開設者研修\_カリキュラム）をご覧ください。

### 4 申込受付日

別紙（令和6年度\_埼玉県認知症対応型サービス事業開設者研修\_日程一覧）をご覧ください。

### 5 定員

20名

定員を超過する申込があった場合は抽選です（申込の先着順ではありませんので、申込の先後は抽選や受講決定には影響しません）。

## 6 受講対象者

以下の(1)～(3)の要件を全て満たす者

- (1) 所在地が埼玉県内（さいたま市を除く<sup>※1</sup>）の認知症対応型サービス事業所の代表者<sup>※2</sup>（既存の事業所において代表者を変更する場合を含む）。

※1 事業所がさいたま市にある方は、さいたま市が定める募集要項等を御確認ください。以下のさいたま市のホームページに掲載予定です。

<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/001/007/005/p014325.html>

※2 「代表者」とは、基本的に運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当しますが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合は、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。

- (2) 以下、アまたはイに該当する者。

- ア 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験がある者
- イ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者

なお、以下(ア)または(イ)に該当する場合は、本研修の修了を要しません。

- (ア) 以下のいずれかの研修を修了している者

- a 平成17年度以前の認知症介護実践研修（実践者研修または実践リーダー研修）
- b 平成17年度以前の認知症介護指導者養成研修
- c 旧痴呆介護実務者研修（基礎課程または専門課程）
- d 旧認知症高齢者グループホーム管理者研修
- e 旧認知症高齢者グループホーム開設予定者研修

- (イ) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者となる者が、医療機関における看護、訪問看護または訪問指導の業務に従事した経験のある保健師または看護師である場合
- (3) パソコンやタブレット端末を使用でき、かつそれらをインターネットに接続し、WEBカメラとマイク等を通じた通信ができる者。および、研修資料をインターネットからダウンロードし紙に印刷できる者。

## 7 受講方法（全般）

- (1) 研修はすべてWeb研修です。受講にあたり、安定して高速な定額の接続環境が推奨されます。モバイルWi-Fiルーターなどを利用した場合、通信量オーバーにより速度制限がかかると接続が切断されてしまう場合がありますので十分ご注意ください。また、通信不良で研修に出席できなかった場合でも未修了となります。
- (2) 受講場所については、各事業所・自宅等を問いませんが、研修を受講するにふさわしい場所・服装で受講してください。

## 8 受講方法（Zoomについて）

- (1) Zoomのブレイクアウトルーム機能を利用し、指導者や受講者同士の意見交換等のやりとりを行います。そのため、WEBカメラ・マイク・スピーカー等が必須です。パソコン・タブレット等にそれらの機器がついていない場合は、別途レンタルもしくは購入する必要があります。
- (2) グループ演習に参加する場合はヘッドホンとマイクの使用を推奨します。
- (3) 同じ事務所等の同じ空間で複数人の受講者が居る場合、マイク同士の干渉によりハウリングを起こす場合があります。周辺とは十分に距離を取り、静かな環境で受講してください。
- (4) 研修の様子は、ライブ配信時のシステムトラブルや本人確認に備えて録画します。あらかじめご了承ください。

## 9 受講料

- (1) 1名あたり5,500円
- (2) インターネット通信費や各種パソコン機器代は受講料に含まれておりません。受講者で各自ご準備いただきます。
- (3) 受講決定した方のみお振込をしていただきます（受講申込時点で受講料をお支払いする必要はありません）。
- (4) 受講決定した方は、別紙（令和6年度\_埼玉県認知症対応型サービス事業開設者研修\_日程一覧）に記載の期日までにお振込みをお願いします。
- (5) 振込先の口座番号等の詳細は受講決定通知の際に別途ご案内します。
- (6) 振込が確認できた方のみ研修資料を送付します。

## 10 申込方法（注意事項）

- (1) 「埼玉県電子申請・届出サービス」での申込です。
- (2) 募集開始日に以下の研修ホームページに申込リンクを掲載します。  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyokensyu/kaisetsu.html>
- (3) 申込が完了すると、登録いただいたメールアドレスに、件名が「申込完了通知メール」というメールが届きます。ここに「整理番号」と「パスワード」が記されていますので、大切に保管してください。整理番号・パスワード等の照会は、理由を問わず応じられません。
- (4) 申込受付期間中に、システムメンテナンスやシステム障害のため一時的にシステムが停止する場合や、ご使用機器に起因する通信回線上の障害等によって、申込締切時間に間に合わなかった場合でも一切責任を負いません。時間に余裕をもってお申込みください。なお、「整理番号」と「パスワード」が記された件名「申込完了通知メール」というメールが届いていれば、申込手続きが適切に完了していることを意味しています。
- (5) 募集締切後、県は受講者の申込内容を各市町村に共有し、市町村の承認を得る手続きをします。受講要件を満たしていない等、市町村が受講者の申込を承認できなかった場合、県は申込を受理することができません。その場合は、市町村もし

くは県よりご連絡いたします。

**(6) 原則、郵送・FAXといった紙を使った申込はできません。**

11 受講可否の通知について

- (1) 受講の可否に関わらず、申込者全員に対して通知します。
- (2) 電子申請システムに入力していただいた受講者のメールアドレスあてにメールで通知します。

12 修了認定

- (1) 全カリキュラム（講義・演習および現場体験）を修了後、レポートを作成し研修実施団体に提出していただきます。レポートが提出され、かつ内容が適切と認められなければ修了証書は交付しません。詳細は、「13 レポートについて」をご覧ください。
- (2) 以下のような行為がある場合、受講を取り消すか修了を認めません。
  - ア 研修受講態度が好ましくない場合（携帯電話の使用や通話、離席、居眠り、ガムを噛む、その他研修に関係のない行為など）
  - イ 指導者、実施団体等からの指示に従わない場合（休憩時間も含む）
  - ウ 提出物、その他の点から研修内容を理解していないと判断される場合（別途個別的にレポート提出を求める場合もあります）
  - エ 課された提出物の提出がないとき
- (3) 修了証書は、全カリキュラムを修了した方に郵送します。
- (4) 修了証書は再発行しませんので大切に保管してください。

13 レポートについて

- (1) 全カリキュラム修了後に提出していただきます。
- (2) 内容は「本研修の受講を通じて、①認知症高齢者ケアについて理解したこと、②今後の事業運営に関して取り組みたいこと」です。
- (3) 2000字（A4用紙5枚）程度を目安とします。

- (4) 2部（1部はコピーで可）作成し、研修実施団体に提出してください。
- (5) レポートの締切日は令和6年11月5日（火）です。
- (6) レポートの詳細については、研修期間中に研修実施団体から説明があります。

[レポート提出先]

社会福祉法人 花園公益会 フラワーヴィラ

〒369-1246 埼玉県深谷市小前田2 6 7 7 番地

#### 14 注意事項

- (1) 受講の可否にかかわらず、申込書類は返却しません。
- (2) 一度お支払いいただいた受講料は返金しません（受講を取り消された場合や、受講をキャンセルした場合、研修未修了となった場合も含まれます）。
- (3) 携帯電話の電話番号や受講する際に使用するメールアドレスが変更となった場合は、速やかに県および研修実施団体に連絡をしてください。
- (4) 受講決定後、やむを得ない事情により研修に参加できなくなった場合も、速やかに県および研修実施団体に連絡をしてください。
- (5) パソコン機器の接続不備等により受講ができなかった場合でも、通常の欠席と同様の扱いとなり、未修了となります。
- (6) 受講の際は、県および研修実施団体からの注意事項を遵守してください。

#### 15 研修全般・受講申込みに関する連絡・お問い合わせ先

担当：埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 宇梶

メール：a3250-05@pref.saitama.lg.jp（認知症介護研修関連のアドレス）

電話：048-830-3251（担当直通）